

令和 8 年 度

第 1 回定例監査及び行政監査結果報告書

総務部 財務部

浦 添 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の対象		1
第2	監査の期間		1
第3	監査の方法		1
第4	監査を実施した監査委員		1
第5	監査の結果		2
第6	指摘事項等		
1	指摘事項等の内容別件数		2
2	是正事項		3
3	注意事項		3
第7	むすび		6

第1 監査の対象

1 対象範囲

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに執行された予算に係る事務

2 対象部署

・総務部（総務課、防災危機管理課、契約検査課、財産管理課、職員課）

・財務部（財政課、市民税課、資産税課、納税課）

第2 監査の期間

令和8年8月17日から令和8年10月14日まで

第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和8年10月13日(火)	・財政課 ・財産管理課 ・職員課 ・防災危機管理課	宮 島 達 彦 金 城 大 輔
令和8年10月14日(水)	・総務課 ・市民税課 ・資産税課 ・納税課	同 上

第5 監査の結果

監査の結果について、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は注意が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

1 指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

区分(※注1) 部局・課名		指摘事項等の内容別件数			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
総務部	総務課	—	—	5	5
	防災危機管理課	—	—	8	8
	契約検査課	—	—	—	—
	財産管理課	—	—	17	17
	職員課	—	1	27	28
財務部	財政課	—	—	—	—
	市民税課	—	—	1	1
	資産税課	—	—	2	2
	納税課	—	—	4	4
合 計		—	1	64	65

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

2 是正事項

・契約事務について

契約書について覚書を交わしているが、契約執行・締結伺を行わずに締結しているもの。また、その覚書に基づき、決裁を得ずに再委託しているもの（職員課）

3 注意事項

(1) 文書事務について

起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第 36 条に定めのない日付又は同規程第 38 条の規定と相違している日付が記載されているもの
(職員課、防災危機管理課、財産管理課、納税課)

(2) 契約事務について

ア 契約執行伺において執行予定額、契約期間等の記載事項の漏れ、又は根拠資料の添付がないもの (総務課、職員課)

イ 契約締結伺において見積書徴取額、予定価格、契約金額等の記載事項の漏れ、又は根拠資料の添付がないもの
(総務課、防災危機管理課、財産管理課、職員課)

ウ 検査検収調書に押印欄を設けて押印しており、起案用紙を用いて決裁を得ていないもの (総務課、職員課)

エ 契約書に自動更新条項を設けているが、予算確保が出来ない場合の契約解除に関する規定が記載されていないもの (総務課)

オ 随意契約根拠を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号適用とのみ記載し、契約規則第 32 条の 2 別表の記載がないもの (職員課)

カ 変更契約時に契約変更執行伺を行わず、変更契約締結伺を行っており、伺書に変更理由、予算執行可能額、執行予定額等、決裁権者の判断に必要な項目が記載されていないもの (職員課)

キ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を根拠とする随意契約において見積書の徴取が 1 者のみで理由の記載のないもの (職員課)

ク 契約規則第 43 条第 5 項に基づく検収調書を作成せず、簡易な方法で検収しているもの (職員課)

- ケ 複数単価契約の入札において、総合競争方式により落札者を決定しているが、
契約執行伺に落札者決定方法の記載がないもの (職員課)
- コ 利用期間が1年間で、基本料金と月額から総額が確定できる契約において
単価契約としているが、理由の記載がないもの。また契約執行伺に利用数量の
記載もないもの (職員課)
- サ 予定価格設定時に設計書に積算過程の記載がなく、根拠資料もないもの
(職員課)
- シ 伺書に契約予定日の日付が適切に記載されていないもの (職員課)
- ス 改正民法を踏まえて、契約不適合責任に関する事項で契約条項の見直しや用
語の訂正等を行っていないもの (防災危機管理課、納税課)
- セ 請求書收受日前の日付で、支出命令票を起票しているもの
(防災危機管理課)
- ソ 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に検査の時期について定めがあるが、
契約書にそれを超える日数が記載されているもの (防災危機管理課)
- タ 契約執行伺を行わず、契約締結伺を行っているもの (防災危機管理課)
- チ 随意契約執行伺において、予算規則第20条(別表第3(5))に規定されている
財政課長及び財務部長の合議を得ていないもの (財産管理課)
- ツ 契約執行伺書に記載された予算残額及び執行予定額が予算の根拠資料に記載
された額と相違しているもの (財産管理課)
- テ 契約締結伺において、事務決裁規程第7条(別表第1 4財務に関する事項 共
通専決事項)に規定されている決裁区分と相違するもの (財産管理課)
- ト 契約締結伺において、予算規則第20条(別表第3(5))に規定されている
財政課長及び財務部長の合議を得ていないもの (財産管理課)
- ナ 提案事業者選定委員会の結果報告書において、最終決裁権者である所管部長
の押印がないもの (財産管理課)
- ニ 長期継続契約を締結する場合においての入札公告に「次年度以降の予算が減
額・削除された場合には契約の変更・解除があり得ること」が明記されていな
いもの (財産管理課)
- ヌ 契約書等において、廃止された「浦添市個人情報保護条例」を根拠とする条
項を定めているもの (財産管理課、資産税課)

- ネ 契約書に規定のある売買物件の登記について、所有権の移転後 30 日以内に移転登記を行い、完了したときは、遅滞なく登記簿謄本を添えて通知しなければならないとなっているが確認できる通知等がないもの (財産管理課)
- ノ 入札において、入札書の日付がないもの (財産管理課)
- ハ 予定価格調書を封入する封筒に入札日時の記載がないもの (財産管理課)
- ヒ 契約締結伺において、契約金額の算出や申請内容の一部が相違しているもの (財産管理課)
- フ 2 回目の変更契約書において、これまで変更された契約書についての記載がなく、当初契約書のみの引用となっているため契約相手先に相違がみられるもの (財産管理課)
- ヘ 地代の変更契約書において、前回に締結された契約書の契約日の引用が誤っているもの (財産管理課)
- ホ 契約締結伺に添付されている請書（案）において、契約相手方、契約金額の記載がないもの (防災危機管理課、市民税課)
- マ 契約締結伺における契約保証金について、鉛筆書きで追記されているもの (資産税課)
- ミ 契約書に定めのある、書面による検査合格の通知を行っていないもの (納税課)
- ム 業務委託協議書における履行年月日に誤りのあるもの (納税課)

(3) 庁舎管理について

- 行政財産使用許可書において、相手方の申請日と許可書に記載した日付が相違しているもの (財産管理課)

(4) 土地台帳について

- 公有財産の引継ぎ及び処分について公有財産台帳への記載がないもの (財産管理課)

第7 むすび

文書事務については起案文書の各日付の定義を浦添市文書取扱規程等で確認し、適正な事務処理に努められたい。

契約事務については決裁権者や合議者が内容を正確かつ迅速に理解し、適切な判断を下せるように伺書を作成する事が重要である。

そのため文書取扱規程第19条第2項及び予算事務研修資料やその他参考資料により、決裁に必要な事項を記載し、根拠となる資料の添付が必要である。

伺書に必要な事項を記載し、その資料を添付する事で確認が容易になり、業務の正確性が向上し、ミスを未然に防ぐ事につながる。

慣例や先例に頼らず、その都度、法令及び内部規則を自ら確認し、適切な手続きに従って契約を締結するよう心がけられたい。

また、予算規則及び事務決裁規程に規定のある決裁や合議を経ていないものが見受けられた。決裁及び合議の漏れがないよう努められたい。

公有財産管理については公有財産台帳への記載漏れが見受けられた。記載事項変更が生じたときは、必要事項を台帳に記載して、公有財産の状況の把握及び適正な維持管理に努められたい。

切手等の管理については、切手管理簿の適正な記入及び点検管理を行い、計画的な執行となるよう注意されたい。なお、切手等の管理は現金と同様に慎重な取扱いをされたい。

今回の監査において、事務の不適切な処理が、軽易な事項も含め多くみられた。再発を防止するために、今回の事案にかかる経緯及び原因を十分精査・検証し、課内におけるチェック体制の確立も含め、執行のあり方について十分に検討されたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。